

PPP/PFI 民間提案等ガイドブック

～公共施設整備におけるPPP/PFIの取組推進に向けて～

平成30年4月

盛岡市

目次

1	民間提案制度の導入について	1
2	民間提案等に求めるイメージ	3
	(1) 盛岡市が求める視点	3
	(2) 民間提案等のパターン	3
3	民間提案等の対応方針・処理手順フロー	4
	(1) 本ガイドブックの対象範囲	4
	(2) フロー図	5
4	民間発案の処理手順	7
	(1) 対象事業の公表	7
	(2) 事前相談への対応	7
	(3) 提案受付の開始	8
	(4) 概略提案書の受理	8
	(5) 検討の実施	9
	(6) 検討結果の通知・公表	10
	(7) PPPショートリストへの反映	10
5	民間提案の処理手順	11
	(1) 対象事業の公表	11
	(2) 事前相談への対応	11
	(3) 提案受付の開始	12
	(4) 提案書の受理	13
	(5) 事前審査の実施	14
	(6) 本審査の実施	14
	(7) 検討結果の通知・公表	15
	(8) 実施方針案への反映	15
6	その他留意事項	16
	(1) 民間提案等に要する費用	16
	(2) 民間提案等に対する評価	16
	(3) 守秘事項と情報公表	16

1 民間提案制度の導入について

平成23年6月1日公布、同年11月30日施行のPFI法改正により、PFI事業を実施しようとする民間事業者が、公共施設等の管理者等に対し、PFI事業に係る実施方針を定めることを提案することが可能となり、提案を受けた行政においては、新たに、当該提案の検討と結果の通知が義務付けられています。

PPPは、事業の計画策定段階から、民間企業の創意工夫やノウハウを取り入れながら進めること、また、民間事業者が参画可能となる発注条件を早期に構築する必要があることなどから、PPPの可能性のある事業については、早い段階から民間への情報提供を行うことが重要と考えられます。

盛岡市では平成29年3月に『官民連携事業（Public Private Partnership）の取組方針』を定め、PFIをはじめとするPPP手法の活用を検討する取組を全庁的に推進しています。

今回、盛岡市では、国のPFI法及びガイドライン及び上記『官民連携事業（PPP）の取組方針』等を踏まえながら、民間事業者の創意工夫やノウハウを活かした民間発案及び民間提案（以下「民間提案等」という。）を積極的に受け付ける体制を整備するとともにPPPの取組推進に資することを目的として、本ガイドブックを策定しました。

なお、本ガイドブックは、民間提案等への盛岡市の対応などの方針について、民間事業者と市職員の双方が理解していただくことを目的としており、今後も、民間発案や民間提案の実績などを踏まえ、適宜見直しを行いながら対応していきます。

※「民間発案」、 「民間提案」について

「民間発案」とは、PFI法に基づかない民間事業者の任意の発案のことを言います。

民間発案を受けた場合は、PPP/PFI推進担当部局（資産経営課）は、本市と民間事業者が対等なパートナーとして互いの強みを活かした連携を実現できるよう、庁内の各事業部局への橋渡し、事業化に向けた調整を行うとともに、庁内でのPPP/PFIに関する情報の共有化を進めることとし、事業所管課は、提案内容について具体的な検討を行うこととします。盛岡市では、PFIのみならずPPPを含む法に基づかない任意の提案についても積極的に対応することとします。

提案レベルは、アイデア・構想レベルとなり、PFI法に基づく民間提案と比較すると容易なものになると考えられます。

「民間提案」とはPFI法第6条に基づくPFI事業を実施しようとする民間事業者からの実施方針の策定に係る提案等のことを言います。

民間提案を受けた場合は、PFI法第6条及び国ガイドライン（「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成27年12月18日施行））に基づき、適切に対応することとします。PFI

事業の実施方針の策定は、従来、公共が行っていますが、公共に代わって、事業概要、事業スキーム、公共サービスのアウトプット等を検討したうえで提案してもらう必要があり、提案レベルは専門的で比較的高度なものになると考えられます。

なお、PFI法第6条に基づかない民間提案の場合は、民間発案の例により進めることとします。

※「PPPロングリスト」、「PPPショートリスト」について（『官民連携事業（PPP）への取組方針』抜粋）

(1) PPPロングリスト

盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業の中から、将来的にPPP/PFIによる事業実施の可能性が考えられるもの（特に優先的検討の対象事業）について、PPPロングリストとして公表します。

(2) PPPショートリスト

PPP/PFIによる事業化の方向性が決定し、その年度に、最適な事業手法の検討調査、アドバイザー等業務委託が予定されるほか、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画（初年度分）に掲載された施設などに係る予算措置が行われている事業について、PPPショートリストとして公表します。

また、PFIによる事業方式の決定が行われた場合には、PFI法第15条の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関する事項について、PPPショートリストに含めて公表します。

※ PPPロングリスト・ショートリストは、毎年度当初に更新します。

※『官民連携事業（PPP）への取組方針』、PPPロングリスト及びPPPショートリストの詳細内容については盛岡市ホームページの掲載情報を参照ください。

掲載URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/jichitaikeiei/minkan/pfi/1011359.html>

2 民間提案等に求めるイメージ

(1) 盛岡市が求める視点

盛岡市では、官民連携事業の事業化にあたって、『官民連携事業（PPP）の取組方針』のもと、民間事業者の意向を積極的に取り込むこととし、公共サービス水準の向上や公共負担の削減等に寄与する民間事業者の創意工夫やアイデアを広く募集し、十分な検討を行った上で官民連携事業の推進を図りたいと考えております。

(2) 民間提案等のパターン

民間提案等のパターンには、「公共サービス水準の向上に資する提案」、「公共負担の削減に資する提案」、「公共資産の有効活用に資する提案」などが考えられます。

これまで自治体独自に公共サービスの提案制度を運用している事例をみると、公共サービス水準の向上に資するものとして、市民意向を踏まえた早期の公共施設の整備手法や公共施設駐車場の利便性向上に向けた駐車ゲート設置などが提案されております。

また、公共負担の削減に資するものとして、複数の公共施設における維持管理業務の包括委託や公共施設の長寿命化対策によるトータルコストの削減などが提案されております。さらに公共資産の有効活用に資するものとして、公共施設の建替等によって発生する余剰空間を民間収益施設として活用する提案などがみられます。

盛岡市では、盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業を対象に、こうした民間事業者の創意工夫やアイデアを活かした提案を募集したいと考えております。

3 民間提案等の対応方針・処理手順フロー

(1) 本ガイドブックの対象範囲

本ガイドブックは、民間発案や民間提案への対応方針や手続きについて定めるものです。

本ガイドブックでは、事業を実施すること自体について政策的な意思決定がなされているものを対象とし、民間事業者からの提案を受け付ける対象事業や内容等について、事業化に向けた検討の進捗状況や意思決定の進捗状況等を踏まえ、下記のとおりとします。

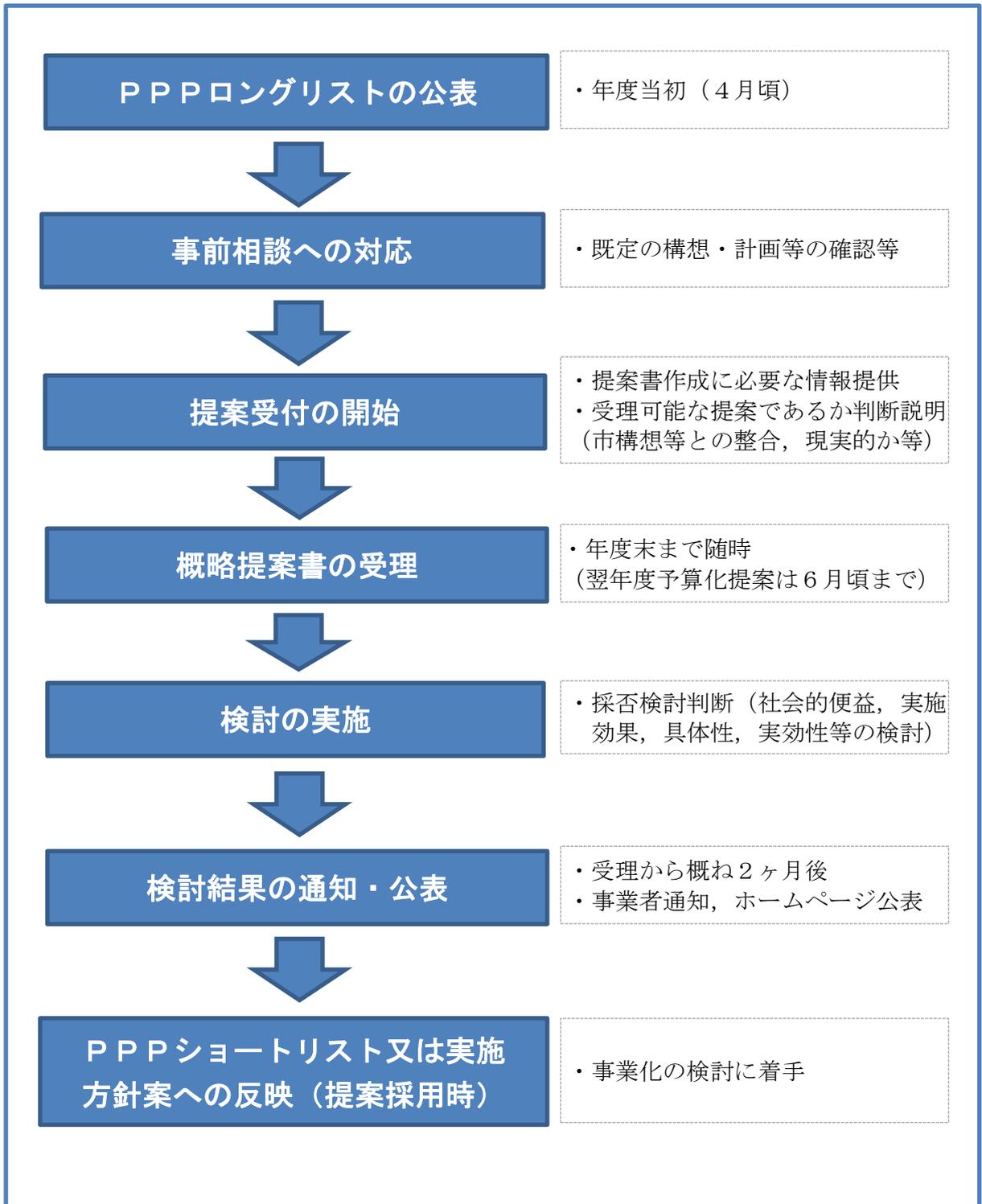
なお、事業の発案段階から事業の実施段階」までの手続きについては、「官民連携事業（PPP）への取組方針」又は「PPP／PFIガイドブック」を参照ください。

区分	民間発案 (主にアイデアを求めるもの)	民間提案 (PFI法第6条に基づく民間提案等)
受付対象事業	PPPロングリスト掲載の公共サービス事業とする	PPPショートリスト掲載の公共サービス事業とする
受付提案内容	・PPP事業化に向けたアイデアの提案（実施方法，事業計画，民間ノウハウ等）	・PFI事業の実施方針案の提案等（ただし，既に実施方針が公表された事業に係る提案は対象外）
募集開始	PPPロングリスト公表時（毎年度当初）より提案を受付	PPPショートリスト公表時（毎年度当初）より提案を受付
提案受付期限	PPPショートリスト掲載前まで 通年（年度末まで随時） ※次年度予算化するものは6月頃まで	PFI事業の基本計画策定時等まで 6月末まで

(2) フロー図

盛岡市において、民間提案等进行处理する場合の基本的な手順は、下図に記載したとおりです。各手順において必要となる手続きや作業等の詳細は、次章から解説します。

ア 民間発案の処理手順（主にアイデアを求めるもの）



イ 民間提案の処理手順（主にPFI法に基づくもの）



4 民間発案の処理手順（主にアイデアを求めるもの）

本章では、民間事業者のノウハウを最大限に活用し、官民の協働によって良質で低廉な公共サービスの提供を行うため、行政部門だけでは思いつかない創意工夫やノウハウなどを幅広く募る民間発案への対応方針や処理手順について説明します。

(1) 対象事業の公表

◆ 民間発案の対象事業

民間発案は、公共サービスを実施する行政側のニーズと民間事業者側の発案意欲とのマッチングを図る観点から対象事業を限定します。

民間発案の対象事業は、盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業の中から、将来的にPPP/PFIによる事業実施の可能性が考えられるもの（特にも優先的検討の対象事業）とし、「PPPロングリスト」に掲載された事業を基本とします。

ただし、「PPPロングリスト」に掲載されていない事業であっても、公共施設等の整備や維持管理・運営等に関する民間発案を行うことは可能です。

なお、PPPロングリストからPPPショートリストに変更された事業は、次章で説明する民間提案の対象事業とします。

◆ 対象事業の公表時期

民間発案の対象事業となるPPPロングリストの公表は年度当初を予定しています。

◆ 問い合わせ等への対応

民間発案にかかる問い合わせ等について、年間を通じて適宜対応します。

(2) 事前相談への対応

◆ 提案内容の完成度向上

民間事業者から民間発案の相談を受けた場合、事業所管課は提案内容の完成度を高めるための事前相談への対応を十分に行ってください。また、事業所管課は必要に応じて提案内容に係る課との連絡調整を行ってください。

また、既に策定・公表済みの構想、計画等があれば、これを踏まえた提案を行う必要があることを明確に説明してください。

民間発案については、概略の提案書に留めることで民間事業者の負担軽減を図るものとします。

(3) 提案受付の開始

◆ 受付窓口

民間発案の受付窓口は、PPP/PFI推進担当部局（資産経営課）又は事業所管課とします。

なお、事業所管課で受け付けた民間発案は、PPP/PFI推進担当部局（資産経営課）への報告を行ってください。

◆ 概略提案書作成に必要な情報提供

事前相談への対応においては、概略提案書作成に必要な情報の提供に努めてください。民間事業者から情報提供の依頼を受けるにあたっては、必要な情報についてリスト化し、提供の可否や提供に要する期間の目安について相互に確認するなど、効率的に行うよう努めてください。

◆ 概略提案書の受理判断

事前相談への対応において、民間事業者が作成した提案書等を用いて、受理可能なものであるかを下記の主な基準によって判断し、民間事業者に説明してください。

- ・既に策定済みの構想、計画等を踏まえた提案であるか
- ・アイデア、構想は現実的な提案か
- ・PFIなど官民協働方式としての基本的な特性があるか（規模、民間ノウハウの活用余地、サービスニーズの動向、事業主体の制約など）
- ・創意工夫内容の独自性
- ・行政が考え得るものと比較して優位性がある など

◆ 議事概要の作成

施設所管課は、事前相談毎に議事概要を作成し、民間事業者に発案内容の守秘事項を相互に確認してください。

(4) 概略提案書の受理

◆ 概略提案書の受理期間

概略提案書の受理は、盛岡PPPロングリストが公表されてから年度末までを目途とします。（受理期間には事前相談における情報提供のやりとりも含みます）

なお、翌年度の事業化、予算化への対応期間を踏まえると、民間提案の時期と同様に6月ころまでに提出を受けることが望まれます。

◆ 概略提案書の受理方法

民間事業者からの概略提案書は、持参、郵送を基本とし、最低2部の提出を求めてください。また、概略提案書については、PPP/PFI推進担当部局（資産経営課）と事業所管課において、記載項目に不足が無いかを事前にチェックしてください。

◆ 概略提案書の記載項目

民間事業者からの概略提案書は、下記の項目に関する記載を求めることとします。概略提案書のレベル感やボリューム等については相互に確認等を行い、民間事業者に対し過度な負担を求めないよう努めてください。（特に、設計図面等の作成は民間事業者への負担が大きいため要否等の検討や確認を十分行うよう努めてください。）

○提出書類

- ・ 発案対象（発案の対象となる公共施設や公有地等の公有財産）
- ・ 発案理由（発案の目的や背景など）
- ・ 事業概要（大まかな事業スキームやスケジュール、官民の役割分担など）
- ・ 民間ノウハウや創意工夫の内容（民間のノウハウや創意工夫が活かされている点など）
- ・ 事業の有効性（事業実施による効果や影響、想定されるリスクの官民分担など）

(5) 検討の実施

◆ 概略提案書の検討時期

民間発案の検討期間は、概略提案書の受け付けからの2ヶ月間を目途に、概略提案内容の採否について検討し、その結果を民間事業者に通知します。

なお、検討期間が長期化する場合は、検討にかかる所要期間見込みを通知するものとします。

◆ 検討体制

民間事業者からの概略提案書は、提案内容に応じて適切に対応するものとし、基本的に事業所管課において「採用（一部採用を含む）、継続協議、不採用」を判断します。施策上の重要度が高い案件の場合は、必要に応じてPPP/PFI推進関係課長会議、政策形成推進会議、庁議に諮ることとします。

継続協議は民間事業者から追加で意見聴取を実施し、その結果を踏まえて1年以内に「採用（一部採用）、不採用」を再度検討します。

◆ 検討項目

事業所管課は、下記の主な項目を踏まえて採否等について検討を行います。

- ・ 良質低廉な公共サービスの提供に対する社会的便益の向上に資する提案か
- ・ 公共サービス提供に関する実施効果が高いか
- ・ 事業提案内容に具体性はあるか
- ・ 規模的に妥当な想定で実効性があるか
- ・ 事業期間が公共側ニーズに応じた妥当なものか
- ・ 創意工夫の内容が現実的なものか
- ・ 制度等の制約が存在するか。存在する場合その緩和の可能性はあるか
- ・ 地域活性化につながる事業提案か
- ・ PPP/PFI導入のメリット
- ・ 競争性の有無 など

(6) 検討結果の通知・公表

採否が判断された場合、施設所管課は遅滞なくその検討結果を民間事業者に伝えます。

なお、提案者名（採択された提案のみ）、提案概要、検討結果、検討の概要は、より多くの民間発案を募るためにも市ホームページで公表することとします。

(7) PPPショートリストへの反映

「採用」された概略提案書は、翌年度のPPPショートリストへの掲載対象候補事業として事業化の検討に着手します。

なお、事業者の決定段階において事業者選定手続を実施する場合は、プロポーザルなど公共発意で事業化した場合と同様の手続で実施することとなります。

5 民間提案の処理手順（主にPFI法に基づくもの）

本章では、PFI法第6条に基づきPFI事業を実施しようとする民間事業者からの民間提案（PFI事業実施方針の策定に関する提案）等への対応方針や処理手順について説明します。

(1) 対象事業の公表

◆ 民間提案の対象事業

民間提案についても民間発案と同様に、公共サービスを実施する行政側のニーズと民間事業者側の提案意欲とのマッチングを図る観点から対象事業を限定します。

民間提案の対象事業は、盛岡市総合計画及び盛岡市公共施設等総合管理計画における個別施設計画に掲載されている公共施設等の整備等を伴う事業の中から、PPP/PFIによる事業化の方向性が決定し、その年度に、最適な事業手法の検討調査や、アドバイザー等業務委託が予定されるほか、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化実施計画（初年度分）に掲載された施設などに係る予算措置がなされている事業とし、「PPPショートリスト」に掲載された事業を基本とします。

なお、PPPショートリストに掲載された事業のうち、既に実施方針案が公表された事業は対象外とします。

◆ 対象事業の公表時期

民間提案の対象事業となるPPPショートリストの公表は年度当初を予定しています。

◆ 問い合わせ等への対応

民間提案にかかる問い合わせ等について、年間を通じて適宜対応します。

なお、案件によっては早期発注等により既に事業化が図られている場合もあるため、適時情報提供を行う必要があります。

(2) 事前相談への対応

◆ 提案内容の完成度向上

民間事業者から民間提案の相談を受けた場合、施設所管課は提案内容の完成度を高めるための事前相談への対応を十分に行ってください。また、施設所管課は必要に応じて提案内容に係る課との連絡調整を行ってください。

また、既に策定・公表済みの構想、計画等があれば、これを踏まえた提案を行う必要があることを明確に説明してください。

◆ 提案書作成に必要な情報提供

事前相談への対応においては、提案書作成に必要な情報の提供に努めてください。

なお、民間事業者から情報提供の依頼を受けるにあたっては、必要な情報についてリスト化し、提供の可否や提供に要する期間の目安について相互に確認するなど、効率的に行うよう努めてください。

◆ 提案書の受理判断

事前相談への対応において、民間事業者が作成した提案書を用いて、受理可能なものであるかを下記の主な基準によって判断し、民間事業者に説明してください。

- ・既に策定済みの構想、計画等を踏まえた提案であるか
- ・提案内容は現実的であるか
- ・P F I など官民協働方式としての基本的な特性があるか（規模、民間ノウハウの活用余地、サービスニーズの動向、事業主体の制約など）
- ・創意工夫内容の独自性
- ・行政が考え得るものと比較して優位性がある
- ・当該特定事業の案、効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他の提出書類の準備などP F I法の定めに沿った対応が可能であるか など

◆ 議事概要の作成

事業所管課は、事前相談毎に議事概要を作成し、民間事業者に提案内容の守秘事項を相互に確認してください。

(3) 提案受付の開始

◆ 提案種別の確認

P F I法第6条に基づく民間提案であるか否かを提案者に確認します。

なお、P F I法第6条に基づかない民間提案である場合、手続は民間発案の例により進めることとします。

○P F I法第6条

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

※提出書類については、次ページ以降をご参照ください。

◆ 受付窓口

民間提案の受付窓口は、PPP／PFI推進担当部局（資産経営課）とします。

なお、本審査以降の受付窓口は、実施方針案への反映の可否を判断する必要が生じるため、事業所管課へ移管するものとします。

◆ 提案資格

提案を行う民間事業者は、事業に応募するコンソーシアムの代表企業又は構成企業となる意思及び能力を有する法人に限ります。また、PFI法第9条（欠格事由）に該当しないこととします。

(4) 提案書の受理

◆ 提案書の受理期間

提案書の受理は、PPPショートリストが公表されてから6月末までとします。

（受理期間には事前相談における情報提供のやりとりも含まれます）

なお、案件によっては早期発注等により既に事業化が図られている場合もあるため、随時に情報提供を行う必要があります。

◆ 提案書の受理方法

民間事業者からの提案書は、持参、郵送を基本とし、最低2部の提出を求めてください。

◆ 提案書の記載項目

民間事業者からの提案書は、PFI法及び国ガイドライン並びに民間発案における概略提案書に準じ、下記の項目に関する記載を求めることとします。また、必要に応じて、提案した事業を安定的に実施出来るかを確認するために団体能力を示す資料（業務実績、財務諸表等）の提出を求めてください。

提案書のレベル感やボリューム等については、相互に確認等を行うことで、民間事業者への過度な負担を求めないよう努めてください。

○提出書類

- ・提案理由（目的、機能、公共性）
- ・事業内容（公共施設等の種類・概要、設置条件、維持管理、運営業務の概要、事業スキーム、リスク分担等）
- ・事業対象地（事業実施場所、敷地面積）
- ・事業規模（概算事業費、施設規模、施設概要）

- ・事業期間（事業スケジュール，建設期間，運営期間）
- ・事業の効果，効率性に関する評価結果
- ・支払に関する評価の過程・方法
- ・サービス水準に関する評価の過程・方法
- ・ノウハウや創意工夫の内容（建設・運営ノウハウ，創意工夫の内容，地域活性化の内容）
- ・提案事業を実施した場合の民間事業者のメリット
- ・公共サービスのアウトプットへの影響（V F M検討の結果と検討過程，公共サービス水準の向上）

(5) 事前審査の実施

◆ 提案書の審査時期

民間提案の審査期間は，7月から8月までの2ヶ月間を目途に提案を審査し，その結果を民間事業者に通知します。

なお，審査期間が長期化する場合は，審査にかかる所要期間見込みを通知するものとします。

◆ 事前審査の項目

民間事業者からの提案書は，PPP／PFI推進担当部局（資産経営課）又は事業所管課において，記載項目に不足が無いが，団体能力は十分かを事前審査します。

(6) 本審査の実施

◆ 審査体制

民間事業者からの提案書は，PPP／PFI事業審査委員会において「採用（一部採用を含む），継続協議，不採用」にかかる意見を聴取のうえ，事業所管課において決定します。また，最終的な判断は庁議又は政策形成推進会議で行います。

継続協議は民間事業者から追加で意見聴取を実施し，その結果を踏まえて1年以内に「採用（一部採用），不採用」を再度審査します。

◆ 審査項目

審査会は，下記の主な項目を踏まえて採否を検討します。

審査は提案書を用いて行いますが，必要に応じて民間事業者からのヒアリング等を実施します。また提案内容によっては，外部の専門家（有識者，コンサルタント等）の活用も検討します。

- ・当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性

（整備等の必要性がないと判断した場合においては，その他の検討は不要）

- ・ 良質低廉な公共サービスの提供に対する社会的便益の向上に資する提案か
- ・ 公共サービス提供に関する実施効果が高いか
- ・ 優先的に実施すべき事業か
- ・ 既に検討着手済みの事業については供用開始時期に重大な影響を与えないか
- ・ 事業提案内容に具体性はあるか
- ・ 事業提案内容に独自性はあるか
- ・ 規模的に妥当な想定で実効性があるか
- ・ 事業期間が公共側ニーズに応じた妥当なものか
- ・ 創意工夫の内容が現実的なものか
- ・ 事業リスクマネジメントが適正な事業提案か
- ・ 制度等の制約が存在するか。存在する場合その緩和の可能性はあるか
- ・ 地域活性化につながる事業提案か
- ・ 競争性が確保される事業提案か

(7) 検討結果の通知・公表

採否が判断された場合、施設所管課は遅滞なくその検討結果を民間事業者に伝えます。

なお、提案者名（採択され提案のみ）、提案概要、検討結果、検討の概要は、より多くの民間提案を募るためにも市ホームページで公表することとします。

(8) 実施方針案への反映

「採用」とされた提案書は、実施方針案の策定において提案内容を反映することとします。

なお、事業者の決定段階において事業者選定手続を実施する場合は、プロポーザルなど公共発意で事業化した場合と同様の手続で実施することとなります。

6 その他留意事項

本章では、民間提案等に関する留意事項として、「民間提案等に要する費用」、「民間提案等に対する評価」、「守秘事項と情報公表」の考え方について説明します。

(1) 民間提案等に要する費用

民間提案等は、民間事業者による自発的な行為であるため、民間提案等に要する費用は民間事業者による負担とします。

(2) 民間提案等に対する評価

民間提案等に対する評価として、事業者公募時における審査上の優遇措置（加点評価等）を導入することについて検討した結果、現段階では以下のような様々な課題があると考えます。

- ・複数グループから民間提案等がなされた場合において、採否等を検討した結果、複数グループの民間提案等を一部採用することとした場合に、それぞれグループの加点評価をどのように行うべきか
- ・民間提案時には同じ提案グループであった民間事業者が事業者公募時には別の提案グループとなった場合に、それぞれの加点評価をどのように行うべきか
- ・審査の評価項目や配点などの落札者決定基準を策定していない事業者公募前に、全得点に占める加点評価の割合のみを先行して決めることは適切なのか
- ・事業者公募段階においては、公平性の確保が担保される必要があり、公募段階において既に特定事業者にのみ加点等がなされている場合、他の民間事業者の事業参画に対する意欲低下につながるおそれが懸念されること
- ・民間提案等のレベルと加点評価の関係性について、明確かつ一律の基準やルールを構築することは困難ではないか など

一方で、提案内容が採用された場合には、提案が実施方針等の事業内容に反映されることにより、提案者は事業者公募時に有利に検討できる可能性があると考えられます。

よって、民間提案に対する評価として、事業者の決定段階の審査上の優遇措置（加点評価等）は行わないこととします。

しかしながら、独立採算型など公共負担の大幅削減につながるような提案者独自のノウハウや創意工夫に基づく優れた提案については、提案者を評価することについて、今後の運用状況等を踏まえながら将来的に検討する可能性があると考えています。

(3) 守秘事項と情報公表

- ◆ 知的財産に関する情報の取り扱い

知的財産については、当該情報を公表しないと実施方針案が策定出来ない場合で、かつ民間事業者の了承を得たものを除き、原則として公表しないものとします。当該情報が知的財産に該当するか否かについては、客観的な一律の基準はないことから、事前相談において施設所管課と民間事業者の双方で知的財産に該当する範囲を明確化してください。この内容に応じて、当該提案者の権利その他正当な利益の保護を行います。

※「知的財産」とは、高度な技術・ノウハウ、先進性・独創性の高いアイデア又は営業秘密を含む等事業活動にとって有用な情報であって、公表することにより提案を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を言います。

◆ 民間提案等の処理に係る情報の取り扱い

審査結果に関し公表する情報は、提案者名（採択された提案のみ）、提案概要、検討結果、検討概要とします。